

国際電気通信規則(ITR)の概要

国際電気通信規則(ITR)

- ※ 1973年の世界電信電話主管庁会議(WATTC)で採択された『電信規則』及び『電話規則』が、その後の技術進歩による国際電気通信業務の高度化、多様化に対応することが困難となってきたため、1988年のWATTCにおいて、これらを改正・統合し、採択(1990年7月1日発効)。
- ※ 国際的な電気通信業務の提供、運用、料金決済等に関する取り決めで、構成国を拘束するもの。
- ※ 無線通信規則(RR)と並び、ITU憲章及び条約を補足する業務規則との位置づけ。

構成

◆ 前文

◆ 第1条 規則の目的及び範囲

◆ 第2条 定義

- ・ 「国際電気通信業務」、「計算料金」等の用語の定義

◆ 第3条 国際網

- ・ 国際経過線路の相互協定による決定

◆ 第4条 国際電気通信業務

- ・ CCITT*勧告に従った国際電気通信業務の提供

◆ 第5条 人命の安全及び電気通信の優先

- ・ 人命安全通信の絶対的優先
- ・ 官用通信の優先

◆ 第6条 課金及び計算

- ・ 料金水準の方向別不均衡排除努力
- ・ 国際電気通信業務の収納料金に税金が課される場合の取り扱い
- ・ 主管庁及び事業者の相互協定による計算料金の設定・改定

◆ 第7条 業務の停止

- ・ 業務を停止する場合の事務総局長への通知

◆ 第8条 情報の周知

- ・ 事務総局長による国際電気通信の経過線路等に関する情報周知

◆ 第9条 特別取極

- ・ 連合員全般に関係しない電気通信の問題に関し、締結可能な特別取極の要件等

◆ 第10条 最終規定

◆ 付録第1 計算に関する一般規定

- ・ 主管庁及び事業者による計算料金の設定・改定に関する原則
- ・ 計算書の作成及び計算書の差額の決済

◆ 付録第2 海上電気通信に関する追加規定

- ・ 海上電気通信の料金の収納及び計算(第6条、付録第1の適用)
- ・ 計算担当機関の機能

◆ 付録第3 業務用電気通信及び特権電気通信

- ・ 業務用電気通信(主管庁、事業者及びITUの間で交換される電気通信)、特権電気通信(ITUの会議等の会期中、代表団構成員等の間で交換される電気通信)の無料提供